

2 防 危 第 7 5 8 号

2 0 2 1 年 3 月 2 9 日

各 市 町 村 長 様  
各 関 係 団 体 の 長 様

愛 知 県 知 事

防災ボランティア活動支援事業の創設及び寄附の募集開始について  
(依頼)

本県の防災行政につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、防災ボランティア活動の活性化に向け、来年度、新たに「防災ボランティア活動支援事業」を創設し、交通費や宿泊費、資機材調達等の活動経費を助成することとしております。

合わせて、防災ボランティア活動は、自助と公助をつなぐ広域的な共助の活動として、広く普及を図り、社会全体で支えていくことが重要でありますので、「防災ボランティア活動基金」を創設し、県内外から広く寄附を募り、活動資金を確保していきます。

このため、本日、別添資料により記者発表を行いましたので、お知らせいたします。

また、皆様におかれましては、この趣旨に御理解・御賛同いただきますとともに、関係各機関に対し、本事業の周知及び寄附への依頼について御協力くださいますよう、お願いいたします。

担 当 防災安全局防災部防災危機管理課  
啓発グループ(山本、子安)  
電 話 052-954-6190(ダイヤルイン)  
F A X 052-954-6911  
e-mail bosai@pref.aichi.lg.jp

2021年3月29日(月)  
 愛知県防災安全局防災部防災危機管理課  
 啓発グループ  
 担 当 山本・子安  
 内 線 2561・2510  
 ダイヤルイン 052-954-6190

## 防災ボランティア活動支援事業を創設し、寄附の募集を開始します

「防災ボランティア」は、被災者に寄り添い、被災地のニーズに即して、きめ細かな活動を展開するなど、被災者が生活を再建し、被災地が復興を遂げていく上で、欠かせない存在となっています。

特に、南海トラフ地震などの広域的な災害時には、全国からボランティアを受け入れることはもとより、他の地域での災害時にも県内のボランティアを送り出す、県域を越えた相互支援の取組を促進していくことが極めて重要です。

そこで、愛知県では、ボランティア活動の活性化に向け、来年度、新たに「防災ボランティア活動支援事業」を創設し、交通費や宿泊費、資機材調達等の活動経費を助成することとしています。

あわせて、ボランティア活動は、自助と公助をつなぐ広域的な共助の活動として、広く普及を図り、社会全体で支えていくことが重要なため、「防災ボランティア活動基金」を創設し、県内外から広く寄附を募集します。

### 1 防災ボランティア活動支援事業の概要

- 地域外からのボランティアを受け入れる現地災害ボランティアセンターが設置又は設置が見込まれる災害において、復旧期の被災者支援活動に参加するボランティア団体・グループの活動費の一部を助成する。

(1)助成要件：下記の全てを満たすものであること

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5人以上で活動する団体/グループ</li> <li>・代表者の年齢が20歳以上</li> <li>・反社会的活動を行う団体/グループでないこと</li> </ul>				
対象の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が指定する災害で、その復旧期の被災者支援活動</li> <li>・県が指定する災害ボランティアセンター等が内容を証明できる活動</li> </ul>				
	区分		県内に拠点を置く 団体・グループ		
	被災地	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">県内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>対象</b></td> </tr> <tr> <td>県外</td> </tr> </table>	県内	<b>対象</b>	県外
県内	<b>対象</b>				
県外					

(2)助成額：1団体・グループ当たり上限20万円 / 該当する災害ごと1回限り

(3)助成対象経費

区分	対象となる経費
交通費	貸切バス、レンタカー、公共交通機関、高速道路の利用料等
宿泊費	1日ごとに1泊とし、食事代は除く
活動費	災害ボランティア活動に使用する重機、トラック等の借上料

## 2 「防災ボランティア活動基金」への寄附の募集

- (1)募集開始日 : 2021年4月1日(木)
- (2)目 標 額 : 年間1,000万円
- (3)申 込 書 : 防災危機管理課のWEBページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/20210329-kikin.html>)からダウンロードをお願いします。

## 3 寄附の方法

### (1)「口座振込」による場合

電子メール、郵送又はFAXにより、寄附申込書を防災危機管理課へ提出してください。  
受付後、振込先口座をお知らせしますので、指定の振込先口座へお振り込みください。  
なお、入金確認後、受領証明書を送付します。

### (2)「金融機関払い(窓口払い)」による場合

電子メール、郵送又はFAXにより、寄附申込書を防災危機管理課へ提出ください。県から「納入通知書兼領収書」を送付しますので、最寄りの金融機関で納付してください。

### (3)「現金」による場合

現金書留で送金いただく場合は、寄附申込書を同封の上、防災危機管理課まで送付してください。

また、現金を防災危機管理課へご持参いただく場合は、事前の電話連絡の上、寄附申込書とともに、ご持参ください。

### (4)受付窓口

愛知県防災安全局 防災部 防災危機管理課(本庁舎2階)  
郵便番号 : 460-8501(郵便番号のみで郵送できます。)  
電 話 : 052-954-6190(ダイヤルイン)  
F A X : 052-954-6911  
電子メール : [bosai@pref.aichi.lg.jp](mailto:bosai@pref.aichi.lg.jp)

## 4 寄附による税制上の優遇措置

### (1)個人の方

個人の方からのご寄附については、ふるさと納税として寄附控除の優遇税制を受けることができます。

詳しくは税務課のWEBページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000036872.html>)をご覧ください。

### (2)法人の方

法人の方からのご寄附については、全額が損金算入となります。